

協会声明

乳腺外科医事件控訴審判決に対する日本医療法人協会の見解

一般社団法人日本医療法人協会
会長 加納繁照

本年7月13日、東京高裁第10刑事部(朝山芳史裁判長、伊藤敏孝裁判官、高森宣裕裁判官)は、いわゆる乳腺外科医事件控訴審判決において、東京地裁の無罪判決を破棄し、懲役2年の実刑を言い渡した。本判決は、術後「せん妄」を医学的診断に反して否定する極めて危険な判決であり、医療崩壊を招きかねない。当協会として、到底看過することはできず、この判決に強く抗議する。

(1)本判決は、看護師、同室患者等による患者の言動に関する証言を信用せず、一方的に被害者とされる女性の証言を過度に信用し、患者に「不安言動はみられた」等の記載があるにもかかわらず「せん妄」との記載がないなどと、診療録に記載のないものは全てなかったものとする独断的判決であり、不当と言わざるを得ない。

(2)また、本判決は、控訴審の最大の論点と考えられた「せん妄」について、3名の医学専門家の意見を無視し、学術的コンセンサスが得られたDSM-5も無視し、自ら専門家ではないと表明した検察側証人の意見のみを採用するという、独断と偏見に満ちた判決と言わざるを得ず、裁判官の心証に依存する現行司法制度への不信を招かざるを得ない。「せん妄」に伴う「幻覚」も医療現場で知られており、全身麻酔回復期に発生し得る「せん妄」や「幻覚」を頭から否定する司法の下では、医療行為そのものがハイリスクとなり、医療崩壊を招きかねない。

(3)控訴審の論点が「せん妄」の有無とされていたにも係わらず、第一審で明確となった科捜研の杜撰な検査そのものを鵜呑みにし、何ら検証することもなく是認した本判決は、まさに「不意打ち」的な判決であり、我が国の裁判の信頼を損なうものと言うべきであろう。本判決は総じて、科学的にも医学的にも極めて問題を孕む判決であると言わざるを得ない。

術後「せん妄」と「幻覚」を否定する今回の判決がこのまま確定することは、我々医療界にとって大きな問題であり、我が国の医療の崩壊を招きかねない。我が国の医療を守るために、日本医療法人協会は、司法の良識ある判断を求めて、ここに当協会としての意見を表明する。